

特集 宗教の自由と政教分離

## ジェンダー平等政策と宗教／政治運動

—新宗教に着目して—

鈴木彩加<sup>1</sup>

今日のジェンダー平等政策は、男女共同参画社会基本法にもとづき実施されている。基本法の成立後、バックラッシュと呼ばれる揺り戻し現象が生じた。本稿では、新宗教教団がなぜその反発に共振したのかを論じる。

<sup>1</sup> すずきあやか：筑波大学人文社会系准教授

## 1. はじめに

「私、正直なとこね……（この団体って：引用者補足）何をどうしているのかわからないのよ、全然」。地方における男女共同参画反対運動の実態を明らかにするために、市民団体（以下、A会とする）の会員を対象とした聞き取り調査を実施していたときのことである<sup>1)</sup>。Bさん（女性、60代）から冒頭の言葉を告げられた。Bさんはキリストの幕屋の信徒で、同じく信徒であるCさん（女性、70代）も臨席して話をうかがっていた。2人とも、グレイヘアを三つ編みにして頭頂部で結わえるという同じ髪型をしていた。反対運動に参加し、聞き取り調査にまで応じてくれたのに、「わからない」とは一体どういうことなのだろうか。「だからね、ちょーっと来ていただくのもねえどうなんだろうねってすごく思ったのよね」と、Bさんは続けた。

EU諸国では2010年代以降、反ジェンダー運動（anti-gender campaigns）が展開されている。発信源はフランスで、同性婚および同性カップルの養子縁組を可能とする法案への反対運動、「すべての人の生（La manif pour tous）」が2013年に起きた。この運動を中心的に担っていたのは、カトリック教会の若年層信徒であったとされる（Kuhar and Paternotte eds. 2017）。こうした反対運動はその後、オーストリア、ベルギー、クロアチア、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ポーランド、ロシア、スロベニア、スペインへと広がっていった。その余波は学术界にまで及んでいる。性別や性的指向の不平等是正のための政策の背景にはジェンダー論があるとされ、「ジェンダー・イデオロギー」だと批判されるようになった（Peto 2016）。

その約10年前、日本でも類似した動きがみられた。きっかけとなったのは、1999年に制定された男女共同参画社会基本法である。男女のあらゆる分野への参画の機会が確保された「男女共同参画社会」の実現を目指すとする基本法に対し、商業誌や新聞などの一部マス・メディアは、「男女共同参画は男女の性差を否定する」と喧伝し、地方議会を舞台とした反対運動も展開されるようになった。2000年代にみられたこ

の動きは、バックラッシュと呼ばれている。バックラッシュは多岐にわたる人びとによって担われていたが、そのなかに宗教団体がいることは早くから指摘されてきた<sup>2)</sup>。宗教とバックラッシュのかかわりをめぐっては、山口智美・斉藤正美(2023)によって、統一教会(現・世界平和統一家庭連合)関係者らが地方自治体の男女共同参画施策に関与していたことや、神道政治連盟の積極的な活動が指摘されており、具裕珍(2022)はバックラッシュにおいて大きな影響力を發揮し、生長の家学生会全国連絡会をその源流のひとつとする「日本会議」が、「保守市民社会」と政治との接続に重要な役割を果たしていることを実証的に明らかにしている。

本稿では、宗教団体の教義や、政治団体のネットワークといったレベルから視点を少しずらし、信徒たち個人に焦点をあてながら、宗教団体がなぜバックラッシュを担っていたのかについて考察してみたい。

## 2. 日本におけるバックラッシュの概要

バックラッシュ(backlash)という言葉は、反動や跳ね返りを意味する。ケンブリッジ英語辞典によれば、「社会や政治における変化や直近の出来事に対応した、人びとの集団における強い感情」とされる<sup>3)</sup>。これを、フェミニズム運動の進展やジェンダー平等政策が推進されたときに現れる反動現象として用いたのは、アメリカ合衆国のジャーナリスト、スーザン・ファルーディであった(Faludi 1991=1994)。日本で起きたバックラッシュを分析した石橋(2016)は、その展開を4つの時期に区分している。この区分に倣って、日本のバックラッシュの概要をみていきたい。

### 1) 萌芽期

石(2016)によれば、1996年から2001年までがこれに該当する。この期間に起きた出来事として、次の3点があげられる。第一に、バックラッシュをのちに担っていく団体・組織の結成である。ひとつは、「新

しい歴史教科書をつくる会」である。1996年12月に結成されたこの団体は、過去の戦争を侵略戦争とする立場を「自虐史観」「東京裁判史観」として批判し、独自の視点にもとづいた中学校歴史・公民教科書の作成と採択運動を展開していった。いまひとつは「日本会議」である。1997年5月に設立されたこの組織は、各種宗教団体の連合体である「日本を守る会」(1974年4月結成)<sup>4)</sup>と、有識者・文化人を中心とした「日本を守る国民会議」(1981年10月結成)<sup>5)</sup>が合流したものである(鈴木2019)。国会議員や地方議員の所属も少なくはなく、国内最大の保守系組織とされている。

第二に、男女共同参画社会基本法の制定がある。同法は、国内における女性政策を総合的・統一的に推進していくための法的基盤として、1999年に制定された。同法が実現を目指すとしている「男女共同参画社会」は、条文中で以下のように定義されている。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(第2条)

「平等」という言葉を避け、「機会の確保」という表現に留まってはいるものの、基本法のもとで基本計画が策定され、行政が統計調査を実施し、男女共同参画白書が毎年度刊行されるようになったことの意義は大きい。

そして第三に、基本法へのネガティブ・キャンペーンの開始があげられる。制定後の2000年頃から、基本法は「男女の性差を無くそうとしている」、「ひな祭りや鯉のぼりなどの伝統行事が禁止される」といったことが喧伝されるようになる。そうした記事を頻繁に掲載していたのは、『正論』『諸君!』などの商業誌と、『産経新聞』であった。本格的なバックラッシュは、基本法の制定をもって始まった。

## 2) 加速期

2002年から2004年までの期間が、これに該当するとされる。バックラッシュの矛先は基本法だけにとどまらず、教育現場にも向けられていくことになる。そのさい、梃子になったのが「ジェンダーフリー」という言葉だった。「ジェンダーフリー」は、もともとは「ジェンダーに囚われない意識や状態や秩序を指示し形容するための記号ないスローガン」として（細谷 2022: 35）、教師たちが教育現場の男女平等を目指す教育改善運動のなかで用いていた言葉だった。一連のネガティブ・キャンペーンのなかで、「ジェンダーフリー」という言葉には、性差をなくす、あるいは、性差に配慮しないという意味合いが付与されていく。そして、そうした「ジェンダーフリー教育」の実例として、男女混合更衣室や男女混合名簿が取りあげられていくようになった。しかし、これらは「ジェンダーフリー教育」とも基本法とも関係がなく、更衣室に関しては慢性的な教室不足が主たる原因であり、名簿については地域によればらつきはあるものの、基本法以前から導入が始まっていた。

さらに、この時期には性教育にも深刻な影響が及んでいる。2002年5月14日、「三重県のいのちを尊重する会」と称した団体が、三重県教育委員会・三重県知事等に宛てて、『思春期のためのラブ&ボディBOOK』の配布を中止するよう抗議をしている。この冊子は、厚生労働省所管の母子衛生研究会が作成し、中学生に配布していたものである。性的同意の大切さや、痴漢は性犯罪であることなどの内容が盛り込まれていた<sup>6)</sup>。同月29日、これを山谷えり子（民主党衆議院議員・当時）が、「ピルや女性用コンドーム等を中学生に教える過激な性教育が行われている」として、衆議院文部科学委員会で批判。冊子はその後、回収・絶版となった。

こうした性教育バッシングの流れのなかで、七生養護学校事件が起きる。東京都立七生養護学校（現・東京都立七尾特別支援学校）には、知的障害のある子どもたちが通学している。生徒たちが性を理解できるように、そして、性犯罪の被害者にも加害者にもならないようにという思いから、保護者と教師たちが話を続けたなかで生み出されたのが、「ここからだの学習」と名づけられた性教育だった。この授業では、教

師たちは工夫を凝らした様々な教材を自ら作成し、使用していた。「からだうた」はそのひとつで、身体それぞれの部位の名称を歌詞にして教師と生徒と一緒に歌い、自分の身体とその変化についての理解を促すことを目的とした。2003年7月2日、この「からだうた」に性器の名称が入っていたことを、土屋敬之都議会議員が東京都議会定例会一般質問で取りあげ、七尾養護学校の性教育を批判する。2日後の7月4日には、土屋敬之・古賀俊昭・田代博嗣都議らが学校を視察のうえ、教材を没収した。9月11日には校長およびその他の教員に対して処分が出されている<sup>7)</sup>。

### 3) 最盛期・小康状態期

バックラッシュの最盛期は、2005年から2007年までの時期とされる。石(2016)がこのような区分をしているのは、全国各地で起きた反対運動や、メディアで展開されたネガティブ・キャンペーンが、この時期に政治・行政における具体的な成果として結実したためだと考えられる。2005年4月、自民党は「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」を立ち上げる。座長は安倍晋三、事務局長は山谷えり子だった。

バックラッシュのある種の勝利が決定的となったのは、同年12月に策定された第二次男女共同参画基本計画である。第二次基本計画には、「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる」とする注釈が盛り込まれていた。このことは、実態がないにもかかわらずネガティブ・キャンペーンにおいて繰り返されてきた主張を、政府が採用したことを意味する。2006年1月には、内閣府が都道府県に対し、「ジェンダー・フリー」という用語の使用は不適切であるという見解を通知している。

2008年から2009年までは小康状態期とされる。上記のような政府の姿勢を引き出すことに成功したのち、男女共同参画社会基本法に対するバックラッシュは次第に沈静化していった。

### 3. 地方における男女共同参画反対運動と新宗教

#### 1) 地方行政を舞台としたバックラッシュ

基本法は第9条で「地方公共団体の責務」を明記している。それによれば、地方公共団体は基本法の理念に沿って、「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」。これを受けて地方自治体でも、男女共同参画推進条例が制定されていくこととなった。2023年4月1日時点では、46都道府県、691市区町村が男女共同参画関連条例を制定している<sup>8)</sup>。

しかしながら、地方自治体の男女共同参画推進条例の制定をめぐっても、激しい反対運動が起きた。千葉県は、都道府県レベルで唯一、関連条例を定めていない県である。船橋邦子(2007)によれば、条例案が浮上したさい、日本会議や「新しい歴史教科書をつくる会」を中心とした反対運動が展開されたという。とくに、反発が強かったのは、条例案に盛り込まれていた性および出産・育児に関する項目で、「自らの意思で決定できるよう」という文言の削除をめぐって議会は紛糾し、条例案の成立には至らなかった<sup>9)</sup>。

条例制定が困難な自治体があった一方で、基本法の趣旨に反する条例を可決した地方議会もある。2002年6月に山口県宇部市で可決された「宇部市男女共同参画推進条例」がその代表例である。同条例の基本理念を定める第3条は、「男女が、男らしさ女らしさを一方的に否定することなく男女の特性を認め合い」(1号)、「家族を構成する男女が、家庭尊重の精神に基づいた相互の努力と協力の下に、愛情豊かな子育て、家族の介護その他の様々な家庭生活の営みにおいて、すべからく家族の一員としての役割を円滑に果たし」(2号)、「専業主婦を否定することなく、現実に家庭を支えている主婦を男女が互いに協力し」(4号)といった文言を含んでいる。

宇部市男女共同参画推進条例の制定をめぐっては、基本法賛成派と反対派でかなりの攻防があったことが小柴久子(2008)によって報告され



ている。それによれば、基本法の理念にもとづいた条例の早期制定をめざした賛成派は、4000人の署名を添えて要望書を提出し、それに対して反対派も、「良識ある男女共同参画条例を求める宇部市民の会」を結成して対抗する内容の要望書を提出している。反対派のこの団体は、「日本会議山口」「宗教法人佛所護念会教団」「宗教法人新生佛教教団」「日本青年会議所」「やまぐち女性フォーラム宇部」「男女共同参画を考える宇部女性の会」「琴崎八幡宮」から構成されていたという（小柴2008: 58）。「男女共同参画」という言葉を団体名に用いながらも、基本法とは異なる理念の「男女共同参画」を目指したのだった。

地方自治体の男女共同参画条例をめぐるバックラッシュは、とくに2003年に各地で起きた。同年3月には、秋田県が公文書において「ジェンダーフリー」という言葉の使用を見送ることを決定し、大阪府豊中市でも「男女共同参画推進条例案」の上程が見送られた。すでに条例が制定されていた自治体では、その運用に歯止めをかけるための請願や意見書の提出と採択が相次いだ。同年7月、鹿児島県議会は「ジェンダーフリー教育排除」を趣旨とした陳情を採択し、10月には石川県議会にて「男女共同参画推進条例を、ジェンダーフリーと称する過激な思想運動に利用されてはならない」とした請願が、また、徳島県議会では「男女の区別を一切排除しようとする立場は誤りとする真の男女共同参画社会の実現を求める決議」が採択された。

## 2) 愛媛県における男女共同参画反対運動

本稿の冒頭で示したエピソードは、愛媛県松山市に活動拠点を置く市民団体A会を対象として2011年に実施した調査の一場面である。愛媛県松山市もまた、男女共同参画政策をめぐっていくつかの出来事が起きた地域だった。松山市では2003年6月に男女共同参画条例が制定されていたものの、同年9月の定例議会において、条例一部改正案を市が突如として提出した。修正内容は2点あり、ひとつは、「ジェンダー」「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」というカタカナ用語を日本語表記へと変更するという内容だった。ただ、「ジェ



ンダー」が「性別による固定的な役割分担意識」へと修正される予定だったことに、基本法支持派の市民たちから疑問の声があがった。「ジェンダー」という言葉は「性別による固定的な役割分担意識」よりも広い射程をもつため、この修正が通れば市の男女共同参画政策が縮小されてしまうおそれがあった。いまひとつは、「性の尊重と生涯にわたる健康への配慮」を定めた第10条の文言修正である。元の条例では「男女が、お互いの性を尊重する」ことや、性と生殖において「自らの意思が尊重される」ことが明記されていた。しかし、修正案では「性の尊重」が「身体的特徴の相互理解」に、性と生殖については男女が「お互いの理解を深め、自らの決定が尊重される」となっており、性と生殖における自己決定の観点が薄められた内容になっていた。結果として、2003年12月に修正可決された条例では、「ジェンダー」等のカタカナ用語は継続採用となったものの、性と生殖に関しては修正案の文言へと変更されている。

さらに、松山市では条例の運用に歯止めをかける請願も提出されている。「松山市男女共同参画推進条例の運用の基本方針を明確にすることを求めることについて」とした請願は、「身体および精神における男女の特性の違いに配慮すること」「専業主婦の社会的貢献を評価し、支持すること」「ジェンダー学あるいは女性学の学習あるいは研究を奨励しないこと」などを項目とし、2007年12月17日に松山市議会で採択された。学問の自由に抵触する内容が含まれていることから、ジェンダー法学会が「男女共同参画社会の発展を阻害する一部地方自治体の動向に憂慮する声明」を出すに至っている。

### 3) 市民団体A会と新宗教

上記請願の作成と提出に関わったのが、A会である。A会は2004年に結成された市民団体で、団体としてはいずれの組織にも属してはいない。こうした形態をとった理由は、会長のYさん(女性、50代)によれば「女性がどんな人でも入りやすい会にしたかった」ためだとされる。この発言にあるように、A会は女性中心で活動することを当初から意識

しており、これまで会長職を務めたのはすべて女性だった。定期的な活動としては、講演会（年1回）、学習会（月2回）、会報の発行（隔月）がある。年会費は1,000円に設定されており、2011年の調査時点で会員数は764名だった<sup>10)</sup>。

聞き取り調査は、A会の会員23名（女性18名、男性5名）に対して実施した。いずれも、会長のYさんから紹介された人物である。女性会員の話を主に聞きたいという希望は事前に伝えていたが、年齢・居住地域・所属団体・信仰などさまざまな背景をもつ会員の話を聞いてもらいたいというYさんのはからいもあり、基本属性はA会会員全体を網羅しているとのことだった。以下では、聞き取り調査の協力を得られた23名のうち、新宗教の信徒に該当する女性たちに着目したい。

新宗教とは、仏教や神道・キリスト教などの既存宗教から派生し、民衆自身が生み出した宗教のことである。詳細な定義については、本稿では『社会学事典』に記載されている下記を参照する。

社会変動期における生活や人生観の再編、安定期における充たされない欲求や生きがいの模索などの民衆的要求が、多く庶民の出の教祖のカリスマを核として信仰共同体、教団に結晶していく民衆の思想運動で、民衆宗教、新興宗教ともいう。（櫛島1994: 488）

新宗教の歴史は、島藺進（2020）によれば4期に区分される。第一期は黒住教、天理教、金光教、丸山教、本門佛立講が設立され成長していく19世紀はじめ頃から明治中期までの期間である。第二期は、明治後期から大正期で、代表的な教団としては大本と国柱会がある。第三期は1920年代から1960年代までで、「新宗教の最盛期」（島藺2020: 9）とされる。この間に設立された教団には、創価学会、霊友会、ひとのみち教団、世界救世教、生長の家などがある。とくに戦後になると多くの教団が誕生し、立正佼成会、妙智会教団、PL教団、円応教、解脱会、善隣教などがこれに該当する。第四期は1970年代以降で、第三期までに設立された教団は停滞期・衰退期に入っていく。その一方で、阿含宗、真

光、統一教会、オウム真理教、幸福の科学、真如苑、エホバの証人と  
いった教団が勢力を伸ばしていく。これらの教団の多くは、第三期まで  
の新宗教とは異なる性質を有しているとされる。

A会の場合、調査協力者のうち何らかの宗教団体に所属していると回  
答した者は11名で、半数近くを占めている。さらにその内訳をみてみ  
ると、神道が1名で、残りの10名はすべて新宗教団体の信徒である(表  
1参照)。10名の内訳は、キリストの幕屋(2名)、生長の家(2名)、モ  
ラロジー研究所(5名)、新生佛教教団(1名)となっている。

それぞれの教団の概要をみていきたい。キリストの幕屋は、手島郁郎  
によって1948年に創設された。無教会主義の立場をとり、「ユダヤ人  
イエス・キリストが語った教えを日本的な精神のもとによりみがえらせる  
こと」を使命としながら(山本2014: 313)、原始福音の再興を目指して  
いるとされる。生長の家は、新宗教である大本から派生した教団であ  
り、谷口雅春によって1930年に創設された。「自らの想念を変えるこ  
とで、癒やしや運命の転換をもたらすことができる信仰」を核としてい  
る(島蘭2020: 120)。モラロジー研究所は、天理教の信徒だった法学者  
の廣池千九郎によって1926年に創設された道徳科学研究所を前身とす  
る。廣池は、「道徳科学」にもとづいた社会教育を展開した。なお、道  
徳科学研究所は1972年に財団法人モラロジー研究所となった。2021年

表1. 調査協力者の基本属性と教団所属状況

	性別	年齢	職業	教団所属
B	女性	60代	福祉職	キリストの幕屋
C	女性	70代	主婦	キリストの幕屋
D	女性	70代	元教師	生長の家
E	女性	60代	主婦	生長の家
F	女性	70代	農業	モラロジー研究所
G	女性	50代	自営業	モラロジー研究所
H	女性	50代	主婦	モラロジー研究所
I	女性	70代	民生委員	モラロジー研究所
J	女性	60代	主婦	モラロジー研究所
K	女性	60代	自営業	新生佛教教団
L	男性	70代	宮司	神道

には再度の組織改編があり、今日では公益財団法人モラロジー道德教育財団となっている。「感謝の心」「思いやりの心」「自立の心」の涵養を目指すとしている<sup>11)</sup>。モラロジー研究所は、厳密には宗教団体ではなく修養団体に分類される。しかし、「新宗教の影響を受けつつ修養団体として発展した団体」は「修養道德を強調する運動として新宗教と類似する性格をもっている」と指摘されている(島藪 2020: 134)。そのため、本稿でもモラロジー研究所を新宗教のカテゴリーに含めることとした。最後に、新生佛教教団は、秋本日釋が山口県において1954年に開教した教団である。「当来佛の教え」を世界に広めることを目指すとしている。新生佛教教団は日本会議の代表役員も輩出しており(Inose 2017)、関連会社の「日本時事評論社」は、発行紙『日本時事評論』において男女共同参画批判を熱心に展開していた(山口・斉藤・荻上 2012)。

#### 4) 運動と信仰

A会は市民団体ではあるものの、多くの新宗教信徒たちが関わっている。しかし、本稿の冒頭で紹介したキリストの幕屋の信徒であるBさん(60代)とCさん(70代)のように、A会の活動内容や、A会が批判している男女共同参画政策については確固とした見解を有しているようには見受けられないことが多かった。それには2つの理由があると考えられる。

第一に、動員の経緯である。A会は市民団体であるため、基本的には会の趣旨に賛同した個人が入会するという方式をとっている。会の活動を知って自ら入会する場合もあるが、聞き取り調査では現会長のYさんから声をかけられて入会したとする人も少なくはなかった。これに対して新宗教の信徒たちの場合、現会長のYさんや前会長のZさん(女性)から教団をとおして声がかかり、入会している。たとえば、モラロジー研究所に所属するFさん(70代)とJさん(60代)は、モラロジー研究所の信徒たちが地域で定期的に行っている会合で、前会長Zさんから「みなさん入りませんか」と声がかかり「ほな入りましょうか、という感じで」A会に参加したという(Jさん)。生長の家では指導者から(Eさ

ん)、先ほどのキリストの幕屋では、A会に所属する知人からA会への協力依頼があったという(Bさん、Cさん)。このように、新宗教の信徒たちは男女共同参画政策に対する批判や反発から自発的にA会に参加したわけでは必ずしもなく、入会後にA会が発行する会報を読むことをとおして、男女共同参画に反対の立場をとるようになっていった(鈴木2019)。

第二に、信徒たちの優先順位があげられる。教団を経由すれば、より多くの人びとを動員することが可能となる一方で、デメリットも存在する。たとえばA会の場合、とくにキリストの幕屋とモラロジー研究所に属している会員たちは、A会の活動拠点から離れた地域に居住していることが多かった。そのため、講演会などの回数が少ない催しには参加し、署名活動への協力も惜しまない姿勢をとっていたが、それ以外の活動への関与は地理的条件から難しいという状況にあった。それでもA会に参加し続けているのは、これらの信徒たちがあくまで信仰のかたわらで協力するという立場をとっていたためである。キリストの幕屋のCさんは、A会の活動の「表面には出れない」とし、続けて次のように語っている。

調査者：表に出ないのには何か理由があるんですか？

Cさん：んーいや。私たちはあくまで賛同して運動もするけれども、それが目的じゃないからね、信仰が目的なんでね。だけど、日本のために、少しでもいいことができるんだったら自分たちでも力になれるんだたらっていう、気持ちだけね。だから表だったことは、そのしてる人たちが。

調査者：メインでやればいい？

Cさん：そうそう。私たちは陰でね、力になれるところがあれば、手伝う。

Cさんは、A会に参加しているというよりも、「賛同」していると自身の立場を認識している。A会に協力したり応援したりしたいという気

持ちをもってはいるが、それ以上に深く関わらないようにしている。Cさんの生においてそれは「目的」ではなく、信仰がなによりも優先されるべきものとして考えられているためである。

このように、新宗教の信徒たちがA会の活動内容や、男女共同参画のことを「よくわからない」とするのは、信徒たちの動員経緯やそれに付随する地理的状況、そして、信仰を第一とする優先順位に起因しているといえる。

## 5) “教え”と男女共同参画の齟齬

調査協力者のなかには、男女共同参画関連の講演会に参加したことがあるという人もいた。モラロジー研究所に属しているIさん(70代)は民生委員として活動しており、地域の高齢者や、不登校などの問題を抱える若者を支援してきた。そうした地域におけるつながりから、Iさんは女性団体から「女性の地位向上」を目的とした講演会があるから来てほしいと依頼され、そこで男女共同参画という言葉をはじめて知る。Iさんは、講師の話聞くうちに「だんだんだんだん腹が立ってきた」とし、そのときのことを次のように語る。

その講演の人がね、今日はあなたが食事をしなさいとか、夜は帰ったらあなたが夕食の支度をしなさいとか、今日はあなたが洗濯当番ですとか言うてね。奥さんは何するかゆうたら、私はテレビを見るとか、お茶をするとかいうのを理想的な男女共同参画として話されたんですよ。私たちは、えーっと思ってね。

実際に講師がこの発言をしたのか、そしてどのような文脈だったのかについては確認できない。Iさんは、講演に対する反発心を続けて語っている。

私だったらですよ。あ、お父さんすみませんねえ、お茶碗出してもらえます?とか、これ、そんなこと腹立てて怒ってけちらしてする

んじゃなくて、あの、ま、料理したら配膳がすんだら、すみません、台に並べてもらえます？とか、お箸の用意してもらえます？とか、そう言えばいいじゃないですか。

Iさんが違和感を覚えたのは、家事分担をめぐる夫婦間コミュニケーションのあり方である。Iさんは講師の発言を、「○○しなさい」というように、妻が一方的に夫に命令していると捉えている。それに対してIさんが提示したのは、夫の態度に怒るのではなく、「すみません」「○○してもらえます？」というように、夫の手を借りたいときは妻が丁寧に頼むというコミュニケーション方法だった。

Iさんの語りからは、男女共同参画という文脈での語りと、信仰のなかで身につけてきた語りが相反していることが推測される。新宗教は、教団によって教義の違いはあるものの、生命主義的救済観という「基本的構造において同一」の教えを説いている（対馬・西山・島菌・白水 1979: 92）。これは、既成宗教とは異なり、死後の世界ではなく現世での救済の実現を目指すものである。島菌進（2020）は、その具体的な救済方法を「心なおし」と呼んでいる。「心なおし」とは、「自分の心を見つめて心のあり方を変えていくという教え」であり、「自己中心的な感情や生き方を変え、他者と調和するものにしていくことを目指す点に大きな特徴がある」とされる（島菌 2020: 150）。

調査協力者たちの語りにおいて、この「心なおし」は、ジェンダー平等政策への反論と結びついている。生長の家の信徒であるDさん（70代）は、男女共同参画よりも選択的夫婦別姓制度に関心を寄せている。「別姓は絶対いかん。別姓はね、家庭が崩壊するけんね」と強く反対しており、これに続けて、離婚にも反対しているとDさんは語った。

ほんと、もう離婚もいかん。離婚もね。もうなんかしらん暴力ってすんなんなんてゆうのはそりゃあるけどね、それでも、相手の人をこう認めてしたらね、変わってくるんやな。合わせ鏡ゆうて、相手の人は合わせ鏡ゆうてね、親の後ろ姿、子が習うなんてゆうじゃ



ろ？で、合わせ鏡やけんね。旦那さんが悪いことは自分も悪いことになっとるけんね。そしたらそこ、自分もいいようにしていったら旦那さんもよくなってくるかね。

夫婦間で暴力が発生することを認めつつもDさんは、相手は自分の「合わせ鏡」であるために、自分自身のふるまいを見直せば相手の悪いふるまいもよくなると考えている。暴力をふるわないように矯正したり、離婚によって関係性を断ち切ったりしてしまうのではなく、自分を変えることで相手を変えようとする点に「心なおし」を見出すことができる。

新宗教の教えは、貧困や病い、家庭問題に悩む信徒たちを救ってきた一方で、社会のジェンダー秩序の影響を多分に受けていることが指摘されてきた。猪瀬優理は、生命主義的救済観は「妻が夫をケアする立場を保つこと」が目指されるべき「調和した関係性」となっているとする（猪瀬2019: 24-5）。自分の考え方や心持ちを変えることで、日常生活の問題に対処するという方法は、制度や政策を新たに策定したり修正したりすることで、社会における男女の「共同」と機会の均等を目指そうとする基本法の理念や取り組みとは、異なるアプローチをとる。こうした違いから、A会に「協力」している新宗教の信徒たちは、男女共同参画を語るさいに用いられる個人の権利や自由・平等といった「法の言葉」に対して、違和感や反発心、拒絶感を抱くのではないだろうか。

#### 4. おわりに

新宗教のすべてが男女共同参画に反対しているわけではない。たとえば創価学会は、今日ではSDGs（持続可能な開発目標）に賛同していることを表明している<sup>12)</sup>。なお、SDGsには5項目に「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が盛り込まれている。布教の手段としてはあるが、新宗教は地域における女性リーダーを生み出してきた（島蘭2020）。他方で、組織運営は男性、女性はその補佐という性別役割分業

にもとづいた組織構造を維持しており、新宗教がジェンダー平等に寄与するためには「組織構造の抜本的改革が必要」とも指摘されている（猪瀬 2023: 19）。

本稿では、男女共同参画へのバックラッシュを取りあげ、そこに新宗教および信徒たちがどのように関わってきたのかを論じてきた。宗教の自由と政教分離という観点からは、この他にも論点を提示することができる。たとえば、男女共同参画推進条例を制定している地方自治体が、地域の貴重な観光資源となっている一方で女性の参加を固く禁じているような祭事を後援することは、基本法の観点からして矛盾しているのではないだろうか。バックラッシュがあったとはいえ、国や地方自治体ではその後も男女共同参画政策が着実に実施され続けている。宗教の自由および政教分離と男女共同参画がふたたび交差し、新たな論点として浮上する日が訪れるのも、そう遠くはないのかもしれない。

## 付記

本稿の一部は、JSPS 科研費 22K13545 の研究助成を受けたものである。

## 参考文献

---

伊田広行「バックラッシュの背景をさぐる」（日本女性学会ジェンダー研究会編『Q&A 男女共同参画／ジェンダーフリー・バッシング—バックラッシュへの徹底反論』明石書店、2006年）、176-186頁。

Inose Yuri, “Gender and New Religions in Modern Japan,” *Japanese Journal of Religious Studies*, 44 (1), 2017, pp. 15-35.

猪瀬優理「新宗教におけるジェンダー —信仰体験談と生命主義的救済観」（『宗教研究』93巻2輯、2019年）、3-30頁。

——「ジェンダー平等の実現と新宗教」（『南山宗教文化研究所研究所報』33号、2023年）、1-23頁。

具裕珍『保守市民社会と日本政治—日本会議の動員とアドボカシー：1990-2012』青弓社、

2022年。

Kuhar Roman and Paternotte David (eds), *Anti-Gender Campaigns in Europe: Mobilizing against Equality*, London: Rowman & Littlefield International, 2017.

小柴久子「特性論に基づく男女共同参画条例制定とその後の逆転—宇部市の事例」(『女性学』16号)、53-67頁。

児玉勇二『性教育裁判—七尾養護学校事件が残したもの』岩波書店、2009年。島蘭進『新宗教を問う—近代日本人と救いの信仰』筑摩書房、2020年。

鈴木彩加『女性たちの保守運動—右傾化する日本社会のジェンダー』人文書院、2019年。

石橋『ジェンダー・バックラッシュとは何だったのか—史的総括と未来へ向けて』インパクト出版会、2016年。

対馬路人・西山茂・島蘭進・白水寛子「新宗教における生命主義的救済観」(『思想』665号、1979年)、92-115頁。

棚島治郎「新宗教」(見田宗介・栗原彬・田中義久編『[縮刷版] 社会学事典』弘文堂、1994年)、488頁。

Faludi Susan, *Backlash: The Undeclared War Against American Women*, New York: Crown Publishing, 1991. (伊藤由紀子・加藤真樹子訳『バックラッシュ—逆襲される女たち』新潮社、1994年)

船橋邦子「ジェンダー平等政策とバックラッシュの背景」(和光大学総合文化研究所『東西南北』2007年号、2007年)、18-29頁。

細谷実「男女平等化に対する近年の反動はなぜ起きるのか?」(『世界』738号、2005年)、96-105頁。

——「ジェンダーフリー運動を再考する」(関東学院大学『経営・教養論集』1号、2022年)、34-47頁。

Peto Andrea, "How are Anti-Gender Movements Changing Gender Studies as a Profession?" *Religion & Gender*, 6 (2), 2016, pp. 297-299.

山口智美・斉藤正美『宗教右派とフェミニズム』青弓社、2023年。

山口智美・斉藤正美・荻上チキ『社会運動の戸惑い—フェミニズムの「失われた時代」と草の根保守運動』勁草書房、2012年。

山本伸一「キリストの幕屋と日猶同祖論」(『宗教研究』87巻別冊、2014年)、312-313頁。

## 注

- 1) 本稿では、調査協力団体の名称および調査協力者の氏名は匿名化する。
- 2) 細谷実 (2005)、伊田広行 (2006)、山口智美・斉藤正美・荻上チキ (2012) など。
- 3) *Cambridge Dictionary*, “backlash,” (2024年9月21日閲覧、<https://dictionary.cambridge.org/dictionary/english/backlash>).
- 4) 「日本を守る会」結成時の代表委員は以下の通りである。朝比奈宗源 (臨済宗円覚寺派管長)、小倉霊現 (念法真教教団燈主)、篠田康雄 (神社本庁事務総長)、関口トミノ (佛所護念会教団会長)、谷口雅春 (生長の家総裁)、埴瑞比古 (笠間稲荷神社宮司)、安岡正篤 (全国師友協会会長)、岩本勝俊 (曹洞宗管長 (大本山総持寺貫主))、金子日威 (日蓮宗管長 (大本山池上本門寺貫主))、清水谷恭順 (浅草寺貫主 (聖観音宗))、伊達巽 (明治神宮宮司)、蓮沼門三 (修養団主幹)、廣池千太郎 (モラロジー研究所所長)、山岡荘八 (日本会会長)。
- 5) 「日本を守る国民会議」はもともと、靖国神社国家護持をめざした「英霊にこたえる会」から出発している。この会がその後、元号法制化をめざす「元号法制化実現国民会議」となり、これが「日本を守る国民会議」へと改組した。当時の議長は加瀬俊一 (元国連大使) であり、運営委員長を黛敏郎 (作曲家) が、事務総長を副島廣之 (「日本を守る会」事務総長・明治神宮権宮司) が務めていた。
- 6) 朴琴順「国際女性デー2023「私の身体は私のもの」女性の権利 どこまで進んだ？そして新たな呪縛とは」(『The Asahi Shinbun GLOBE+』、2024年9月22日閲覧、<https://globe.asahi.com/article/14855412>)。
- 7) 詳細については、児玉勇二 (2009) を参照。校長および教員らはその後、東京都および都議会議員による教育への不当な介入として、処分の取り消しと損害賠償を求めて提訴している。裁判は最終的に、東京都教育委員会の裁量権の乱用と都議会議員3名への賠償請求を認めたが、この事件が日本の性教育に与えた影響はいまだ大きい。
- 8) 一般社団法人地方自治研究機構「男女共同参画条例・ジェンダー平等条例」(2024年9月22日閲覧、[http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/147\\_gender.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/147_gender.htm))、2024年8月14日。
- 9) ただし、千葉県は2023年12月に「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を制定しており、第2条において「男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会」の実現を目指すとしている。「男女共同参画」という名称を冠してはいないが、基本法の理念に沿った条例になっている。

- 10) 調査に関する情報はすべて、2011年時点のものである。その後の追跡調査は実施していないため、今日の状況は本稿が示す内容とは異なっている可能性がある。
- 11) 公益財団法人モラロジー道德教育財団「モラロジーとは」(2024年9月23日閲覧、[https://www.morality.jp/about/aim\\_point\\_of\\_morality/](https://www.morality.jp/about/aim_point_of_morality/))。なお、本稿では調査時点での名称である「モラロジー研究所」という表記を用いる。
- 12) 創価学会「「持続可能な開発目標 (SDGs) の取り組み」(2024年9月24日閲覧、<https://www.sokagakkai.jp/in-society/sdgs.html>)。